

社会福祉法人 クピド・フェア

障害福祉サービス事業所

K・P1

サービス利用料金

運営方針

個別支援計画に基づき、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な介護、訓練及び職業の提供を適切に行うことを事業所の運営方針としています。

事業種類

多機能型 (①就労継続支援A型事業 ②就労継続支援B型事業)

定員

就労継続支援B型事業 90名 就労継続支援A型事業 30名

職員体制

	就労継続支援A型	就労継続支援B型
管理者	1名	
サービス管理責任者	5名	
生活支援員	2名	2名
医師		
職業指導員	16名	18名
賃金向上達成指導員	1名	
目標工賃達成指導員		1名
看護職員(巡回)	1名	

協力医療機関

岩見沢市立総合病院

苦情受付

当施設では、ご提供したサービスに関する苦情などについて適切に対応するため、苦情相談を受け付ける窓口を設置しております。何かお気づきの点がございましたら窓口までお申し出下さい。

- 苦情解決責任者 管理者 吉田 栄次
- 苦情受付窓口(担当者) サービス管理責任者 有澤 浩 塚本 忍 菅原 美紀
- 第三者委員 弁護士 米田 和正 越前谷 賢一
- 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
- 電話番号 0126-23-1111 FAX 0126-22-5638

(1) 定率負担

ご契約者のサービス利用料金(1日) (就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業)	就労継続支援A型事業 490円(当事業所においては自己負担は免除します)	就労継続支援B型事業 476円

(2) 食費

食費(昼食)	昼食 150円(非課税世帯) 394円(課税世帯)

(3)-1 加算料金(就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業 共通)

加算区分	自己負担の目安	内容	
初期加算	1日につき 30円	利用開始日から30日を限度として加算。	
利用者負担上限額管理加算	1回につき 150円	利用者自己負担額の上限管理業務を行った場合に月1回を限度として加算。	
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	1回につき 187円 280円	1時間未満	通所施設利用者であって、常時サービスを利用している者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合、その者の居宅を訪問して利用者の状況を確認し、利用者の同意を得て支援を行った場合に加算。
		1時間以上	
福祉専門職員配置等加算(I)	1日につき 15円	サービスの質の向上のため国家資格等を有する専門性の高い職種(社会福祉士・介護福祉士など)を常勤の生活支援員等のうち35%以上配置した場合に加算。	
福祉専門職員配置等加算(II)	1日につき 10円	サービスの質の向上のため国家資格等を有する専門性の高い職種(社会福祉士・介護福祉士など)を常勤の生活支援員等のうち25%以上配置した場合に加算。	
福祉専門職員配置等加算(III)	1日につき 6円	生活支援員等のうち常勤職員の割合が75%以上または勤続3年以上の常勤職員の割合が30%以上雇用している場合に加算。	
送迎加算(II)II	片道につき 10円	送迎を行った場合に、片道につき加算。	
食事提供体制加算	1日につき 30円	生活保護受給者、低所得1,2の方を対象に、食事の人件費相当分を加算。	
欠席時対応加算 (月4回を限度)	1日につき 94円	利用者が当日に急病等によりサービスの利用をキャンセルした場合において、事業者が当該利用者やその家族等に連絡を取り、利用者の状況等の確認を行った場合に加算。	

(3)-2加算料金(就労継続支援A型事業)

加算区分	自己負担の目安	内容	
重度者支援体制加算(II)	1日につき 25円	障害基礎年金1級を受給されている方が利用者総数の一定の割合以上を占める場合に加算。	
賃金向上達成指導員配置加算	1日につき 43円	賃金の向上を図るための賃金向上計画を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入し、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に加算。	

(3)-3加算料金(就労継続支援B型事業)

加算区分	自己負担の目安	内容	
重度者支援体制加算(II)	1日につき 22円	障害基礎年金1級を受給されている方が利用者総数の一定の割合以上を占める場合に加算。	
目標工賃達成指導員配置加算	1日につき 72円	目標工賃を達成するための専門指導員を1人以上配置した場合に加算。	

(4) サービスの概要と利用料金(総合支援法の給付対象とならないサービス)

複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円
--------	--

ご利用料金等の詳細及びご不明な点がございましたら窓口までお問合せ下さい。